

1. 環境保護地区とは

市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を後世に引き継ぐことを目的に、『熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例』に基づき、民有地を対象に指定するもの。

○経緯

- 平成元年度 『熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例』施行
- 平成5年度 砂取環境保護地区を初指定し、随時新規地区指定
(これまで15地区、約17haを指定)
- 現在 13地区、約13haを指定

2. 見直しの経緯

環境審議会において環境保護地区の現状と課題について議論がなされ、環境保護地区のあり方を検討するよう答申を受けたもの。

- 令和4年12月 熊本市環境審議会 自然環境部会
- 令和5年2月 熊本市環境審議会

<答申の内容>

環境保護地区については、今後、土地所有者の高齢化や相続などによる指定解除の申出が続くことにより、**指定解除による良好な緑地が消失する不安があるため、保全のあり方について検討されたい。**

3. 制度概要

① 指定(第3条)

条例に規定する以下のいずれかの基準に該当する候補地を選定し、市長が利害関係人及び熊本市環境審議会の意見を聴いて指定する。

- (1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は、歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2) 河川、湖沼、湧水地その他の水辺景観が優れている地域
- (3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4) その他の自然環境を保護する必要がある地域

② 制限・助成(第21条)

- ・指定を受けた土地の所有者は、土地の改変時は事前の届出が必要。市長は届出に関し、指導・勧告をすることができる。
- ・土地の所有者に対し、交付金(固定資産税等相当額)、協定協力金(25円/㎡)を助成。

③ 変更・解除(第6条)

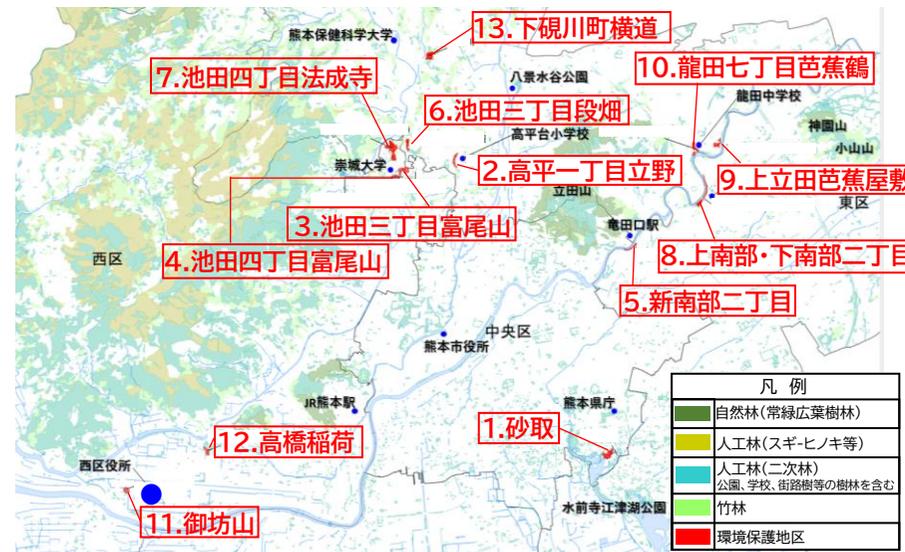
- ・条例の規定に該当する場合、環境保護地区の指定の変更及び解除を行うことができる。
- ・あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴く必要がある。

④ 買入れ(第22条)

市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、当該土地の買入れを行うことができる。

No	名称	指定年月日	面積(m2)
1	砂取	1994.2.1	19,625.61
2	高平一丁目立野	1994.11.1	5,045.76
3	池田三丁目富尾山	1994.12.28	15,497.00
4	池田四丁目富尾山	1994.12.28	8,893.00
5	新南部二丁目	1997.4.1	3,120.73
6	池田三丁目段畑	1998.3.27	6,066.00
7	池田四丁目法成寺	1998.3.27	27,182.00
8	上南部町・下南部二丁目	1998.3.27	11,020.00
9	上立田芭蕉屋敷	1998.3.27	8,477.99
10	龍田七丁目芭蕉鶴	2002.2.26	11,587.00
11	御坊山	2005.4.1	8,105.00
12	高橋稲荷	2006.4.1	2,257.51
13	下硯川町横道	2008.3.18	8,809.00

環境保護地区一覧



環境保護地区指定位置図



龍田七丁目芭蕉鶴環境保護地区
(龍田プレイパーク)

環境保護地区制度の見直しについて

4. 見直しのポイント

	問題点	見直しの方向性
1 自然環境保全への関り方	<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用開始から30年以上経過し、土地所有者等を取り巻く生活環境の変化(高齢化、遠隔地への転居、相続等)により環境保全への関心が低下 ・土地所有者等による管理が困難になり、竹の侵入、放置竹林化、倒木や土砂災害等の発生の懸念がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地所有者及び市民の緑地保全への理解の向上や関り方の見直し ・土地所有者及び市民の民有緑地の重要性に関する認識を高め、緑地の健全性や生態系の維持に必要な保全活動について理解を得る ・人為的に管理された二次林として、地域住民による環境保護地区の利活用(遊び場や自然観察)を検討
2 指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000㎡未満の緑地を保全する仕組みがない ・基準における評価項目(景観)の客観的評価が難しい 	○今後の目指すべき姿を明確化し、指定基準の見直しや新たな民有緑地の選定
3 規制制度	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、届出を行えば樹木の伐採や建物の新築、宅地造成が可能 ・解除要件に該当すれば、指定解除が可能 	○環境保護地区の規制等の見直し、他制度との比較検討
4 支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度(指定交付金、協定協力金)が保全活動に寄与してるか明らかではない。 ・協定協力金と固定資産税等相当額の積算の妥当性が明らかでない 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な保全活動に繋がる支援制度の検討 ・土地所有者の保全活動の負担の軽減につながる、支援策の検討 ・地域住民による保全活動の参加や教育機関が環境学習等の一環として積極的にかかわることができる柔軟な制度の検討

5. 調査・検討スケジュール(案)

